



令和 4 年 2 月 14 日
九州地方整備局
建政部

建設業者に対する監督処分について

国土交通省九州地方整備局は、本日、株式会社オカトク（福岡県福岡市）に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

【問合せ先】

九州地方整備局 建政部 建設産業課長 岩下 武史（内線 6 1 4 1）
建設産業課長補佐 坂本 治郎（内線 6 1 3 0）
電話番号：092-471-6331（代表） 092-409-4201（直通）
FAX 番号：092-476-3511

建設業者に対する監督処分について

国土交通省九州地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行った。

記

1. 処分対象業者

商号	許可番号	代表者	所在地
株式会社オカトク	国土交通大臣許可 (特-29) 第15964号	阪田 信之	福岡県福岡市

2. 処分内容

一 建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下、「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修等を行うこと。
 - 社内の業務運営方法の調査・点検を行うとともに、業務監督体制の整備・強化を行うこと。
- 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

二 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

1 期間

令和4年3月1日から令和4年3月22日までの22日間

2 停止を命ずる営業の範囲

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県におけるとび・土工工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの

(注1) 「とび・土工工事業に関する営業」とは、注文者からとび・土工・コンクリート工事を請け負う営業をいう。

(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

3. 処 分 理 由

【指示処分】

建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。

このことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められる。

【営業停止命令】

建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。